

(参考)居宅介護サービス費等の支給限度額

在宅サービスの利用にあたっては、複数のサービス単位での限度基準額が設定される。

居宅介護サービス費と特例居宅介護サービス費の合計額は、区分支給限度基準額・種類支給限度基準額それぞれの9割が限度額となり、いずれかの限度額を超えたときには、その限度基準額の9割が支給される。

区分支給限度基準額

在宅サービスの種類ごとの相互の代替性等の観点から、複数のサービスを一定に区分し、その区分ごとに厚生大臣が定めるのが「区分支給限度基準額」であり、基準額は一定の管理期間ごとに各サービスの要介護状態区分に応じた標準的な利用のしかたや費用(介護報酬)をもとにして設定される。

次のふたつの区分が設定されており、区分支給限度を超える部分については保険給付の対象とならない。

区 分	区分に含まれるサービス種類	限度額の管理期間
訪問通所サービス	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 通所介護 通所リハビリテーション 福祉用具貸与	1月間(暦月単位)
短期入所サービス	短期入所生活介護 短期入所療養介護	認定の有効期間に対応した期間 (原則6月間、暦月単位)

なお、居宅療養管理指導、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護は、介護報酬により上限が決まる。

月の途中において要介護状態区分が変更となった場合に適用される区分支給限度額

(1)訪問通所サービス

変更認定が発効する前の要介護状態区分と発効後の要介護状態区分のうち、重いほうの要介護状態区分に応じた区分支給限度額が適用となる。

《介護保険法施行規則(厚生省令第36号)第68条第1項及び第2項並びに第87条第1項》

(2)短期入所サービス

変更認定後においても、当該月の月末までの期間は、変更前の要介護認定に係る要介護状態区分に応じた区分支給限度額が適用される。

《介護保険法施行規則(厚生省令第36号)第67条第2項及び第86条第2項》

種類支給限度基準額

在宅サービスの単一の種類ごとに、市町村の判断により定められるのが種類支給限度基準額であり、サービス提供体制側から、特に特定のサービスの供給が不足し、公平な利用に支障が生ずると考えられる場合に設定される。

種類支給限度基準額を設定できるサービスは、区分支給限度基準額での訪問通所サービスのそれぞれで、限度額の管理期間も、同様に1月間(暦月単位)となっている。

区分に含まれるサービス種類	限度額の管理期間
訪問介護	1月間(暦月単位)
訪問入浴介護	
訪問看護	
訪問リハビリテーション	
通所介護	
通所リハビリテーション	
福祉用具貸与	

市町村は、対象とするサービスを選択し、単一のサービスの種類ごとに種類支給限度基準額を設定する。基準額は、各サービスの要介護状態区分に応じた標準的な利用のしかたや費用(介護報酬)に加えて、その市町村における在宅サービスの整備状況等をもとに、区分支給限度基準額の範囲内で定められる。

区分支給限度額と種類支給限度額の関係

例えば、ある利用者について、訪問通所サービスの区分支給限度額が20万円、訪問介護の市町村の種類支給限度額が10万円であると仮定した場合、利用者が訪問介護をなるべく多く利用したいときは、種類支給限度額いっぱいの10万円を訪問介護にあて、区分支給限度額の残りの10万円で、他の訪問通所サービスを受けることができる。